

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第18回）議事録

第1 日時 平成23年11月1日（火） 14時00分～15時10分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、斎藤 聖美、
新町 敏行、高橋 伸子（以上6名）

（2）臨時委員（敬称略）

根岸 哲（以上1名）

（3）総務省

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、
安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、
木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、
大村 真一（料金サービス課企画官）、中沢 淳一（番号企画室長）

（4）事務局

藤江 研一（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第3 議題

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方【平成23年3月1日付け 諮
問第1214号】

開 会

○山内部会長　それでは、定刻でございますので、ただいまから、第18回の情報通信審議会、電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、委員及び臨時委員7名、今、井手先生が遅れていらっしゃいますけれども、出席予定で、7名が出席することとなっております。当然定足数を満たしておりますので、報告を申し上げます。なお、本日の会議は公開で行いたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事につきましては1件でございます。

議 題

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方【平成23年3月1日付け 諮問第1214号】

○山内部会長　本日は、諮問第1214号、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について審議をいたします。

本件は、本年の3月1日開催されました当部会におきまして、総務大臣から諮問されました。多岐にわたる検討事項を大きく2つに整理いたしまして、電話網移行円滑化委員会、それからブロードバンド普及促進のための競争政策委員会、この2つの委員会におきまして調査検討を進めていただいております。本日は、その両委員会を代表し、主査あるいは主査の代理から、委員会での検討の結果の概要を報告していただきまして、その後に詳細について事務局からご説明いただきたいと思っております。

本件につきましては、すべての説明が終わりましてから、まとめて意見交換とさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、まず、電話網移行円滑化委員会の主査代理であります相田委員からご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○相田部会長代理　それでは、ただいまご紹介いただきましたように、電話網移行円滑

化委員会の主査代理といたしまして、電話網から I P 網への円滑な移行の在り方につきまして、これまで検討いたしました結果をご報告いたします。

本件につきましては、昨年 1 1 月、N T T 東西が電話網から I P 網への移行に関する考え方として、概括的展望というものを公表いたしましたことについて、当該移行は電話網により提供されるサービスの利用者や当該電話網と接続する競争事業者の事業運営等に多大な影響を与えることが想定されることから、ブロードバンド普及促進に向けて、当該移行を円滑に実現するという観点から、さまざまな課題を整理すべく、先ほどご紹介がございましたように、本年 3 月 1 日に総務大臣から諮問を受けたものでございます。この検討に際しましては、電話網移行円滑化委員会において、利用者への対応や事業者への対応について審議を行いました。

具体的日程といたしましては、本年 5 月 2 4 日に第 1 回の自由討議を行った後、事業政策部会との合同ヒアリングを経て、さらに 3 回の自由討議を行い、その後、論点整理、先月 1 9 日に報告書の骨子（案）、2 5 日に報告書（案）ということで開催してまいった次第でございます。こうした全 7 回に及ぶ電話網移行円滑化委員会での調査審議を経て、お手元でございます資料 1 8 - 1 の第 I 編のとおり、電話網移行円滑化委員会としての整理を報告書として取りまとめさせていただきました。

めくっていただきますと目次があり、「はじめに」と「おわりに」を除きますと、大きく 4 つの章から構成されております。第 2 章におきましては総論ということで、これは東海主査からのご提案でございますけれども、これを検討するに当たっての基本的視座というものを取りまとめさせていただいております。それから、第 3 章では利用者への対応、第 4 章では事業者への対応、そして第 5 章では今後のフォローアップの方法ということでもって、4 章の形に構成いたしまして、電話網移行円滑化委員会としての考え方を整理させていただいた次第でございます。内容につきましては、後ほど事務局から詳しく説明があるものと思います。

以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きましてブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の件でございますけれども、実はこの委員会の主査は私でございますので、私から説明をさせていただきたいと思っております。

今、相田委員からのお話にありましたが、大体同じような経過で審議をしてまいりま

した。本件につきましては、国民生活の利便性の向上、あるいは経済の活性化、国際競争力の強化、こういったことを実現する上で、ブロードバンドの普及は非常に重要であり、この促進を図るという観点から、本年の3月1日に総務大臣から諮問いただきまして、競争政策の在り方について扱ったものでございます。検討に際しましては、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会におきまして、幾つかの焦点、論点ですけれども、1つはNGNのオープン化による競争促進、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進、公正競争環境の検証等、こういった点について審議を積み重ねてまいりました。

具体的には、先ほども相田委員からご紹介ありました、5月24日に第1回目の自由討議を行いまして、それから当部会との合同ヒアリングを行いまして。さらに3回の自由討議を行いまして、その後に論点整理を1回。そしてこれを踏まえまして、先月の20日に報告書の骨子（案）を議論しまして、続く27日に報告書（案）をそれぞれ審議してまいりました。全体で7回に及ぶ競争政策委員会での精力的な調査審議を経まして、お手元でございます資料18-1の第Ⅱ編のとおり、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会としての整理を取りまとめた次第でございます。

報告書をお開きいただきますと、目次に第Ⅱ編がございます。この第Ⅱ編におきまして、先ほど申し上げました論点、すなわち、第Ⅱ編の第2章はNGNのオープン化によるサービス競争の促進、第3章はモバイル市場の競争促進、第4章は線路敷設基盤の開放による設備競争の促進、第5章は今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等、そして第6章は本検討のフォローアップについてという形にまとめました。内容的には、この5章で議論を再構成いたしまして、それぞれ現状と事業者から出されました主な意見、普及促進のための競争政策委員会としての考え方について整理をしました。

以上が調査審議の結果の概要でございますが、これも後ほど事務局から詳細なご説明を願いたいと思います。

それでは、以上の2つの委員会の詳細内容につきまして、事務局からご説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○古市事業政策課長　それでは、ご説明させていただきます。

お手元に資料18-1、両委員会からの報告書がございますが、報告書の内容は非常に大部でございますので、最後についております資料18-3、報告書の概要を取りま

とめいたしました概要資料に基づきましてご説明させていただきます。ポイントの部分に下線を引いておりますので、その部分を中心に説明させていただきます。

まず、1ページにつきましては、本年3月の諮問の際に説明させていただきました本件政策諮問に関する背景等を記述したものでございまして、説明は省略させていただきます。

2ページをご覧ください。まず、電話網移行円滑化委員会で取りまとめられました、電話網からIP網への円滑な移行の在り方についてでございます。初めに、今後のネットワークの在り方についてでございますが、現在電話網、いわゆるPSTNは、主に下記の機能の提供、すなわち基本サービスの提供、競争基盤の提供、ハブ機能の提供を通じて、ほぼすべての利用者及び事業者にとって不可欠な基本的役割を担っている。NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立った上で、種々の課題について中長期的なスパンで速やかに検討していくことが有益である。その際、以下の3つの基本的視座を関係者が共有し、課題の解決に際して参照していくことが有益と考えられております。3ページをご覧くださいませでしょうか。具体的には、第1に、PSTNが有する基本的役割が、移行後も可能な限り維持されるようにすることを踏まえた継続性の視座、第2に、NTT東西において、IP網への移行に関する具体的計画を明瞭かつ早期に呈示することを踏まえた予見性・透明性の視座、第3に、IP網における多様な事業者の参加を促す柔軟な環境を実現していくことを踏まえた発展性・柔軟性の視座、これら3つの基本的な視座が示されているところでございます。

次に、NTT東西のIP網への移行計画、いわゆる概括的展望についてでございます。現在の計画は、ハード面、ソフト面に配慮した上で、関係者による柔軟な対応が可能となるようにスケジュールを設定しており、一定の合理性が認められる。しかし、現在の計画は、各サービスの廃止時期等の詳細が明らかになっていないなど、関係者が実際に移行する上で十分な計画とはなっていない。また、計画自体が見直される可能性もあることから、NTT東西は、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。4ページでございますが、コア網の移行スケジュールを実質的に早めていく観点からは、少しでも多くの関係者が、受動的移行ではなく、積極的移行を行うように促すことも重要であり、そのための方策を講じた上で、具体的な移行計画を示すことが求められる。また、コア網のみならず、アクセス回線の光化に係るスケジュールについても、早期に明確にすることが望ましい。その上で、代替サー

ビスの在り方を含め、移行の円滑化に向けた方策について検討していくことが適当である。さらに、今後、モバイル通信の利用動向等の変化が固定市場における競争環境や代替サービスの在り方等に与える影響について、間断なく、精緻に分析していくことが求められるとされているところでございます。

また、関係者による合意形成につきましては、コア網の移行について、関係者が早期から協議を通じて現状認識や課題を共有することは、移行の円滑化に資すると考えられる。協議の体制については、事業者間協議とすべきであるが、総務省が引き続きオブザーバー参加することにより、協議の進展を注視していくことが適当である。その際、可能な限り多くの関係者が参画できる環境を整えていくことが望ましいとされております。

5 ページをご覧ください。次に、I P 網への移行に関する利用者対応に係る課題についてでございます。まず、円滑な移行に向けた取組についてでございますが、利用者の積極移行を促進する観点からは、I P 網への移行後も維持されるサービスや代替サービスが、利用者にとって低廉でよりよいものであるようにすることが求められる。その上で、利用者が移行を行う上で必要と考えられる情報について、速やかに提供していくことが求められる。当該周知に際しては、移行によりサービスがよりよいものとなるという面についても利用者から十分な理解を得ることが有効である。これらを踏まえまして、例えば下記のような多様の取り組みを含む包括的対策を講じていくことが求められるとされまして、この表にございますとおり、包括的対策として取り組むべき具体的事項が整理されているところでございます。

次に、「概括的展望」において、維持・廃止されるとされたサービスの分類の妥当性についてでございます。6 ページをご覧ください。N T T 東西は、サービスの分類のもととなる考え方等について、引き続き情報提供を行うとともに、総務省においても、それに基づいて、各サービスの社会的役割や利用実態等を定点的に把握することを通じ、検証を行っていくことが求められるとされております。

具体的には、移行後も維持されるサービスに係る課題といたしましては、N T T 東西は、I P 網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限りわかりやすい形で提示していくことが求められるとされておきまして、これに関連いたしまして、停電時に電話局が通信に必要な電力を供給する、いわゆる局給電の扱いについてでございますが、7 ページをご覧くださいませでしょうか。当面の

間は、I P 網への移行に際して、局給電の利用可能性等に関する周知を行うとともに、利用不可の場合の課題について整理していく必要がある。中長期的には、多角的な検討が必要であり、総務省の検討会における検討を踏まえ、適切な対策が講じられるべきであるとされております。

また、廃止されるサービスにつきましては、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが有効である。その際、代替サービスについては、NGNの一層のオープン化等を通じ、多様な主体によって多様なサービスが速やかに提供され得る環境を整備していくことが必要である。また、積極移行を促す観点から、宅内工事あるいは代替サービス等に関する利用者負担を可能な限り抑制するための継続的な努力を求められるとされております。

次に、I P 網への移行に関する事業者対応に係る課題でございます。まず、P S T N における競争環境に関する課題でございますが、第1に、接続事業者がN T T 東西の局舎、とう道等にみずからの設備を設置する、いわゆるコロケーションに関しまして、現行のコロケーションルールが、I P 網への移行に伴う設備の減設でありますとか撤去、入れかえ等を念頭に、それらを円滑化する観点からの整備が、必ずしも十分になされていない点を踏まえた具体的な課題についてでございます。

まず、コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法、具体的には電気料算定の見直しについてでございますが、現行の電気料算定におけるコロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば設備の減設に対応した、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続に応じて電気料を計算するなど、コロケーション装置に係る電気料の扱いを柔軟化することが適当であるとされております。

次に、通常接続事業者はコロケーション設備の利用解除をする場合、撤去工事の進捗にかかわらず、撤去通知後6カ月間設備使用料等の支払いを要する。いわゆる6カ月前ルールの見直しについてでございます。これにつきましては、コロケーションリソースの転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して、6カ月前ルールの妥当性の検証を行うことなどにより、設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取り組みを行うことが適当であるとされております。

9ページをご覧ください。コロケーションに関するその他の課題についてでございます。まず、コロケーションスペースに長期間空きがない場合、いわゆるDランク局舎の扱いについてでございますが、まずは、総務省において現状について具体的に把握した

上で、NTT東西が接続事業者に対し数カ月先の設備計画を情報開示することも含め、現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当であるとされております。

また、コロケーションに係る申し込み手続の簡素化に向けた必要な検討を行うとともに、コロケーション設備設置の申請から開通までの期間、いわゆるリードタイムの短縮化に関連して、現在の接続約款に規定されておりますリードタイムの規定が適切に遵守されているかなど、まずは現状を把握することが適当であるとされているところでございます。

10ページをご覧ください。次に、優先接続、いわゆるマイラインに関する課題でございます。これにつきましては、マイラインあるいはOAB-JIP電話を取り巻く市場環境変化等を踏まえると、まずはユーザニーズやNGNにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当であるとされております。

次に、メタル回線コストの在り方についてでございますが、ネットワークの移行期におきましては、PSTNのIP網への移行を踏まえたメタル回線における適正な接続料コスト算定が重要な課題となるところでございまして、具体的には未利用芯線コストの扱い、メタルの耐用年数、施設保全費の配賦方法といったコストの検証を行い、必要な範囲で、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当であるとされております。

次に、NTT東西がメタル回線を撤去するに当たり、撤去の4年前の段階で接続事業者に対して撤去に関する情報を提供することが、接続約款上求められている、いわゆる4年前ルールの在り方についてでございます。これにつきましては、代替サービスの提供可能時期、代替サービスが提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去情報提供時期等について、移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが適当であるとされております。

次のNGNにおける競争環境の整備につきましては、後から出てきます競争政策委員会における該当部分において、あわせてご説明させていただきます。

次に、いわゆるハブ機能の在り方についてでございます。12ページをご覧ください。NTT東西によるPSTNのハブ機能を通じてさまざまなサービスが提供されているという社会的重要性や、ハブ機能が提供されない場合に想定されるコストや競争環境に与える影響を踏まえれば、当該機能の実現に向けた事業者間精算の仕組み等について、事業者間協議の場も活用し、早期に検討に着手することが適当であるとされております。

また、NTT東西がハブ機能を提供している緊急通報の扱いについてでございますが、OAB-JIP 電話等においては固定電話と同様の機能を実現できない場合があることを踏まえ、代替機能により擬似的に実現するなど必要な技術的条件が整理されている。以上を踏まえ、IP網への移行に対応した緊急通報の在り方について、移行の進展に応じ、関係者等のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当であるとされております。

次に、番号ポータビリティの扱いについてでございます。IP網への移行を促進させるという観点からは、少なくとも、PSTNにおいて実現していた番号ポータビリティについては、IP網への移行後も実現することが求められる。その際、可能な限り早期に、OAB-JIP 電話において、NTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。加えて、将来的には、事業者間のIP網の直接接続が実現する際に、すべての事業者間で相互の番号ポータビリティの実現が求められるとされているところでございます。

最後に、本検討のフォローアップといたしまして、本審議会として本検討に関し、一定の期間を置いて、必要なフォローアップを行っていくことが求められる。具体的には、2012年以降も、電話網移行円滑化委員会を存置した上で、適切なタイミングに具体的な取り組み等について、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取することが適当である。これにより、今後の環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要であるとされているところでございます。

次に、14ページをご覧くださいませでしょうか。競争政策委員会において取りまとめられましたブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についてでございます。第1に、NGNのオープン化によるサービス競争の促進についてでございます。NGNのアンバンドル機能のうち、接続事業者がみずからのIP網をNGNのゲートウェイに接続してNGNを利用する、いわゆる中継局接続機能のオープン化についてでございますが、今後PSTNからIP網への移行が進展すると、NTT東西と他事業者のIP網同士の直接接続が増加すると想定される。他方、現在のNGNの中継局接続機能は、そのメニューや接続料等に関し、関門交換機、いわゆるIGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある。15ページでございますが、以上を踏まえ、N

TT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能のさらなるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当であるとされております。

また、中継局接続機能に係る標準的な接続箇所、いわゆるPOIの在り方につきましては、現在の中継局接続機能における4カ所のPOIでは、接続事業者の負担が相当程度大きくなることが想定される。また、適切な負荷分散を図ることが必要となることから、IGS接続に係るPOIとの関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係るPOIをあらかじめ増設することが必要であるとされております。

次に、NGNのアンバンドル機能のうち、接続事業者がみずからアクセス回線を調達、あるいは借りた上でNGNの収容ルータに接続してNGNを利用する、いわゆる収容局接続機能のオープン化についてでございます。16ページをご覧ください。NGNの収容局接続機能は、小口の接続料単位のメニューが存在せず、獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が当該機能を利用することには一定の課題がある。また、代替的措置として提案のあるフレッツ光サービスのアンバンドルについて見ると、接続事業者がエンドエンドで料金を設定することはできていない。したがって、収容局接続機能について、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当である。また、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含む補完的な措置についても、技術的課題等の必要な検討を行うことが適当であるとされております。

次に、アクセス回線におけるサービス競争についてでございます。17ページをご覧ください。まず、加入光ファイバの配線単位である配線ブロックの在り方についてでございますが、この配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得ると考えられる。したがって、例えば戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し、必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要と考えられるとされております。

また、光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供につきましては、これらの情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要と考えられるとされております。

次に、接続事業者から示されているGC接続類似機能のアンバンドル等の提案につい

てでございますが、これらの提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在この問題を検討していただいております情郵審、接続委員会において、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当であるとされております。

次に、F T T Hサービスにおける端末設備、いわゆるO N Uのオープン化についてでございます。1 8 ページをご覧ください。これまで各種サービスにおいて順次端末開放が進められてきたところであり、O N Uの開放の在り方に関しても、技術的課題の整理など必要な検討を行うことが適当であるとされております。

次に、通信プラットフォーム機能のオープン化についてでございます。まず、ネットワーク同士を接続するためのインターフェース、いわゆるN N Iのオープン化についてでございますが、I P 網同士の直接接続が現に検討される中、N N IにおいてN G N通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当であるとされております。

また、コンテンツ配信事業者等の各社アプリケーションサーバとN G Nを接続するためのインターフェース、いわゆるS N Iのオープン化についてでございますが、1 9 ページをご覧ください。N G Nにおける機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、N G NのS N Iにおける通信プラットフォーム機能の一定のオープン化の検討を進めることが適当であるとされております。

次に、N G Nを構成するルータ等の設備の機能に係る情報開示の在り方につきましては、現行の情報開示告示に明記されていないS N Iの条件を開示するなど、事業者の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示の在り方を見直し、情報開示告示を見直すことが適当であるとされております。

次に、N G Nの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方でございますが、今後必要となる機能の取り扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、N G Nの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を整理することが適切であるとされているところでございます。

最後に2 0 ページでございますが、ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方についてでございます。事業者間協議の不調は、結果としてI P 網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である。

また、固定電話発着携帯電話着通話サービスに係る料金設定について問題提起があった点につきましては、料金体系の違いについて、事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、現状の料金設定の在り方について、関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当と考えられるとされております。

以上が、NGNのオープン化によるサービス競争の促進についてでございます。

次に、モバイル市場の競争促進についてでございます。21ページをご覧ください。初めに、ネットワークレイヤーのオープン化についてでございます。まず、現在携帯市場において端末シェアが25%超の事業者に、接続協議における交渉上の優位性を認め、一定の接続ルールを適用している、現在の二種指定設備制度の在り方についてでございます。この二種指定設備制度につきましては、MNO間の競争促進という制度創設時の主眼を維持しつつ、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置づけることが適当であるとされております。

次に、現在端末シェアが25%超の閾値となっている二種指定設備制度の適用対象についてでございます。22ページ、下の部分をご覧くださいませでしょうか。MNO間とMNO-MVNO間の双方について、制度運用開始当時と比較して、交渉上の優位性の関係性が変化しており、優位な交渉力を持つ事業者であっても指定を受けない場合が存在し得ることから、適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。適用対象を見直す場合の具体的な基準については、まずMNO間の関係について、上位3社の交渉力の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、4位と3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社との間で、交渉力に顕著な優劣が生じていると考えられる。次に、MNOとMVNOの関係については、端末シェアが相当程度低いMNOは、MVNOとの関係においても優位な交渉力があると認めることは難しく、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。この場合における「相当程度低いシェア」の具体的基準については、例えば競争法上の基準等も参考としつつ、速やかに検討を行った上、省令改正等必要な措置を講じることが適当であるとされております。

次に、禁止行為規制の見直しについてでございます。現在、二種指定事業者のうち、市場支配力を有する社に対して禁止行為規制が適用されているところでございます、この基準につきましては、24ページの一番上のところがございますが、二種指定事業

者のうち、②収益シェアが25%超であることに加え、最終的な適用基準としては、③市場シェアの推移その他の事情を勘案して適用対象を指定しているところでございます。まず、適用基準の一つとなる収益シェアの閾値を25%超と設定していることにつきましては、「市場支配的な事業者」を最終判断する基準としての妥当性までを求められるものではないこと等を踏まえれば、現時点において、閾値の見直しを行うことについては、必ずしも必要とは言えないと考えられる。他方、最終的に禁止行為規制の適用対象を判断する基準である「収益シェアの推移その他の事情」の具体的内容は、現在総務省のガイドラインで規定をしているところでございますが、このガイドラインの規定の整理・合理化を行うことなどにより、基準の明確化を図ることが有益であり、ガイドラインについて必要な見直しを行うことが適当であるとされております。また、禁止行為規制が、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうこととならないよう、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行っていくことが求められる。この観点からは、現在禁止行為の具体的な内容を規定しているガイドラインの見直しを行うことにより、一層の透明化が図られる余地がないかどうか、検討を進めるべきであるとされているところでございます。

次に、MVNO事業者の参入に関してでございますが、現在MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態として、卸電気通信役務の形態と接続の形態の双方が可能であるところでございますが、この双方の形態にはそれぞれメリットとデメリットが存在しており、どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。また、接続応諾義務に関しては、これまでの累次の解釈を整理し、MVNO事業化ガイドライン等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましいとされております。

次に、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ伝送をする役割にとどまる、いわゆるダムパイプ化が進展する可能性が指摘されている点につきましては、26ページでございますが、MNO、MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。そのためには、上位、下位のレイヤーの動向等を注視することが望ましく、競争評価の取組の中で分析を行っていくことが適当であるとされております。

次に、プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化についてでございます。まず、MNOが提供する通信プラットフォームのオープン化につきましては、まずは二種指定

ガイドラインに基づく接続料設定及びアンバンドル化の取り組み状況や、紛争の処理状況等を注視し、必要な場合においては、改めて検討を行うことが適当であるとされております。

また、アプリケーションの提供、課金システムなどのサービスプラットフォームの多様化に対応した取組につきましては、27ページでございますが、新たなサービスプラットフォームについては、まずはサービスの進展、普及状況を注視すべきである。このため、競争評価の取組の中で、新たなサービスプラットフォームについても分析を行っていくことが適当であるとされております。

次に、SIMロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化につきましては、総務省において、昨年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」を作成、公表したところでございますが、このガイドラインに基づく取組が開始されたばかりであることから、制度的な措置について検討を行うことは時期尚早であり、引き続き市場の動向を注視しつつ、その推進を図ることが適当であるとされております。

以上が、モバイル市場の競争促進についてでございます。

次に、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進についてでございます。

初めに、電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等についてでございますが、まず、手続の電子化等の促進につきましては、28ページをご覧ください。まずは設備保有者と電気通信事業者との間での協議を行い、電子化に関する課題の整理と解決を図っていくべきである。また、総務省においては、地方公共団体における申請等の電子化や書類の様式の標準化等について促すとともに、電気通信事業者からの具体的な改善要望を総務省で集約し、国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することが望ましいとされております。

また、調査回答期間の短縮に関しましては、まずは当事者間での協議を通じ、関係者が共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが望ましい。

また、電柱の強度の在り方につきましては、29ページでございますが、設備保有者による電柱の設置に当たっては、希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべきであり、この点を踏まえた対応を行うことが望ましいとされております。

次に、マンション向け光屋内配線の開放についてでございますが、光屋内配線の転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要があるところ、転用ルー

ルに係る具体的内容ができる限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当であるとされております。

次に、地中化エリアへの対応でございますが、加入光ファイバの部分的な開放につきましては、30ページをご覧ください。加入光ファイバの部分的な開放を行うことは、地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない競争事業者の効率的な事業展開を可能とするものであり、設備競争を促進する効果が期待されるものである。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当と考えられるとされております。

次に、集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追加的な回線の引込み、いわゆる追い張りの扱いについてでございますが、これにつきましては、まずは当事者間の協議を通じ、技術的条件等について共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが適当であるとされております。

次に、鉄塔等の一層のオープン化についてでございます。まず、鉄塔等の共用につきましては、総務省におきまして、鉄塔等を電柱・管路ガイドラインの対象と位置づけるとともに、電気通信事業法改正におきまして、紛争処理の枠組みについて制度整備を行っているところでございます。このような制度整備を踏まえ、新たなルールのもとでの取り組みが開始されたところであり、まずはルールの運用状況や事業者の取り組み状況を注視することが適当であるとされております。

次に、ローミングに関しましては、あくまでも有限希少な周波数の割り当てを受けて事業を行うMNOは、みずからネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上、両当事者が合意していない場合にまで、積極的に促進を図るべきものとするについては、慎重に判断することが必要である。このため、一般的にローミングを義務づけることについては適当でない。大規模災害等の緊急時におけるローミングについては賛否両論あることから、現時点においてはその義務化は適当でなく、当事者間の協議を通じ、課題の解決が図られるものであるかどうかを注視すべきである。他方、緊急通報のローミングは可能となることは、公益の見地から重要であり、東日本大震災の経験からも、その重要性はさらに高まっていると言える。このため、緊急通報に限定したローミングの早期実現に向け、検討を行う場を早急に設けることが適当であるとされているところでございます。

以上が、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進についてでございます。

最後に、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等についてでございます。まず、公正競争環境の検証の在り方でございますが、昨年12月に総務省が策定、公表しましたブロードバンド普及促進のための「基本方針」に掲げられているとおり、ICT政策タスクフォース合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた、公正競争確保に関する措置について、制度整備の3年後を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行うこととされているところでございます。この毎年度の継続的なチェックのための仕組みとしては、現在の競争セーフガード制度及び競争評価の取り組みを踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設けて実施すべきである。

具体的には、現在の競争セーフガード制度にかえ、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度として創設することが望ましい。この公正競争レビュー制度は、次の2つの検証の柱、すなわち、33ページでございますが、ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証、NTT東西等における規制の遵守状況の検証、この2つを柱として行うべきであるとされているところでございます。ついては、総務省において、今年度中に公正競争レビュー制度についてのガイドラインを策定した上で、2012年度より公正競争レビュー制度の運用を実施すべきである。ただし、可能な限り多くの関連指標を得る観点から、少なくとも「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」については、2012年度からの実施に先立ち、今年度中に暫定的な検証を実施することが望ましい。公正競争レビュー制度に基づく検証は、3年間にわたって毎年度実施し、2014年度の検証にあわせて包括的な検証を実施することが望ましいとされております。

次に、競争評価の在り方についてでございますが、公正競争レビュー制度における各種検証に当たり、競争評価における分析結果を有効に活用すべきである。このほか、同一グループに属する事業者間の連携状況等について、競争評価の戦略的評価の中で分析・評価を行い、公正競争レビュー制度における検証にフィードバックを行うことが考えられるとされております。

次に、34ページでございます。今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組みについてでございますが、包括的な検証の結果、競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組み

の見直しについても検討することが適当であるとされております。

最後に、本検討のフォローアップにつきましては、本審議会として、本検討に関して一定の期間を置いて、必要なフォローアップを行っていくことが求められる。具体的には、2012年以降も、競争政策委員会を存置した上で、適切なタイミングに検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要であるとされているところでございます。

報告書の概要については、以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

ご説明が終わりましたので、この案件について審議をしたいと思います。ご質問あるいはご意見のある方はご発言願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょう。では、根岸委員。

○根岸臨時委員 この報告書の中にはそういうことは書いてありませんでしたが、これからどういうふうにしていったらいいか、私自身もよくわかっていませんけれども、いわゆるインフラを持たない事業者がグローバルに事業を展開して、コンテンツを独占的に供給している。こういうような状況が進展していると。このような問題というのは、多分競争政策上、非常に重要な問題ではないかと思うんですけれども。単に国内だけではなくて、海外との関係もあってですね。このような問題については、この委員会等ではご検討されたのか、あるいはこのような問題については別途検討なされているのか、そういうことについてお尋ねしたいと思います。

○山内部会長 事務局。

○古市事業政策課長 ご指摘のような件については、特にモバイルの世界で顕著になってきております。恐縮ですが、資料18-1、報告書の106ページをご覧くださいませでしょうか。先ほども報告書の概要資料の中でご説明させていただきましたが、特に近年、複数国のMNOとの間でMVNO契約を締結することにより、広くサービスを提供している事業者でありますとか、あるいは端末レイヤー、あるいはプラットフォームレイヤーを起点として垂直統合型のビジネスモデルを展開していく事業者、こういった事業者が海外においても出てきているところでございます。これは、先ほど申しましたいわゆるMNOのダムパイプ化と言われるような問題にも通じるものでございまして、こういった観点から、先ほどご説明させていただきましたとおり、MNO、MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないように、またMNOの投資イン

センティブを阻害しないよう、適正なオープン化を目指すことが必要であり、そういった観点からの適時適切なルールの見直しを行っていくことが求められるとしているところでございます。また、先ほど申し上げましたとおり、競争評価などを通じて、市場の分析というのもしっかり行っていくということも重要だと思っており、そういった分析を通じて、行政としてどういった対応をとる必要があるかどうかということ、今後とも検討していきたいと考えているところでございます。

○根岸臨時委員　ありがとうございます。

これも、私、わかっておりませんので、質問ですけれども、外国というか、欧米でもこのような問題が競争政策上重要な問題だというふうに聞いておりますけれども、そのような調査というか、あるいは参照というか、そういうようなことは、これからあり得るのでしょうか。

○古市事業政策課長　恐縮ですが、資料18-2、55ページをご覧くださいませでしょうか。これも先ほど申し上げました、例えば複数国にまたがるMVNOの出現に関して調査した結果をまとめた資料でございますが、ここがございますとおり、例えばフランスのTransatel、イギリスのTruphone、それからイギリスのWorld SIMですか、こういった事業者が複数国にまたがってMVNO事業を展開しているといったような動きもあらわれてきているところでございます。今後とも、こういったことも含めて、状況の把握でありますとか分析をきちんとしていきたいと考えているところでございます。

○根岸臨時委員　どうもありがとうございました。

○山内部会長　ありがとうございます。この問題は、先ほど説明がありましたように、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の方で扱ってございましたけれども、報告書の106～107ページにありますように、ダムパイプ化の問題です。ただ、上位レイヤーのケースは、電気通信の政策でどこまで対応できるかという問題もあり、なかなか難しい問題であると承知しております。我々が考えるといいますか、検討できることをここに書いたということだと思えます。

○根岸臨時委員　そうですね。事業法でできるのか、あるいは競争法の問題なのか、そのような問題も含んでいるかもしれませんね。

○山内部会長　そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、新町委員。

○新町委員　ここに提示されている問題なんですけれども、特にこれは国際競争力の強化、利便性ということが底辺に流れていて、NTT東西も2025年に完了する考え方

ということを公表して、そういう計画の中で進められていると思うんですが、2025年という大分先のことなんですよね。十数年先を設定して、しかもこう見ると、課題、検討という言葉が大分多く出てきているんですけども、まだまだ未整備のところあるから、当然そういう状況なのでしょうが、国際競争力の観点からも、もう少しスピード感を持ってやっていく必要があるのではないかなと思うんですが。私の意見として。

○山内部会長　ありがとうございます。そういうご意見ということでよろしいですか。あるいは……。相田部会長代理。

○相田部会長代理　中にもございました。具体的な場所を探し出すのは大変ですけども。委員メンバーとしては、とにかくできるだけ早く自発的な移行を促すことによって、いわゆる巻き取りなども楽になりますし、そういう自発的な移行を促す上でも、移行のメリットというものを強く打ち出していかなければいけないというようなことにはかなり気をつけています。事務局から何か補足いただけることありますか。

○古市事業政策課長　国際競争力の観点からの議論ということでは、もちろん国内市場で競争していくことによって競争力をつけていくという観点に加えて、今回競争政策委員会の中で、例えば禁止行為規制の適用などについて、国際競争力の観点から、例えば運用がなかなかわかりづらいと萎縮効果があるのではないかなということ、その点の明確化を図るべきではないかなというようなご議論もございました。また、国際競争力の強化そのものにつきましては、総務省では別途、ICT政策タスクフォースの国際競争力強化検討部会が昨年10月に取りまとめた最終報告書におきまして、いろいろな重点推進プロジェクトや連携推進体制といったことに取り組んでいるということでございます。

○相田部会長代理　もう少し補足していいですか。

○山内部会長　どうぞ。

○相田部会長代理　競争力の観点ではないのですが、国際標準化との関係ということも少し話題になりまして、NGNの機能のアンバンドル化がなかなか進まないというときにも、国際標準化の動向を見て、何とかしたいというような声がありますが、実際まともにサービスが始まったのは日本が最初だったというようなことでもって、国際標準化を待っているような状況ではないのではないかなということ、逆に日本でどういうものか考えて、それを国際標準化に持っていくというようなスタンスでないといけないのではないかなというような意見がかなり出たところだったのではないかなと思います。

○山内部会長　よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。井手委員、どうぞ。

○井手委員　前半の電話網移行円滑化委員会の方は出席していましたので、この報告書について、全く異論はございません。

第Ⅱ編のほうで若干気になる点を2点ほどお聞きしたいと思ひまして、質問させていただきます。概要版の25ページで、「MVNOの更なる参入促進」という、この点については異論はございませんけれども、私の理解する限りでは、諸外国はほとんどMVNOというのは卸でやられているという理解なんですけれども、そのところで、あのところで、第2パラグラフのところでしょうか、「MVNOの参入を促進し、モバイル市場の公正競争を確保する観点からは、どちらか一方の形態を限定することは、現時点では適当ではない」というふうに。その後、MVNOの事業化ガイドラインについて、「接続拒否事由の明確化を図る」と書かれていて、この辺が少し気になる点です。

何かというと、1つは、現時点で適当でないというのは、将来において卸か接続かどちらか限定するということが、政策的に考えられるのかどうかという。あくまで接続でここまで来ているわけですから、それをある時点で適当でない、あるいは接続を廃止するというのはいかがなものかなというので、一方に限定するということを将来的に考えているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、拒否事由の明確化というのは、これは、ある意味では事前規制で、これまでの接続請求で拒否したものを列挙して、接続事由の明確化を図るという趣旨だと思うんですけれども。問題となる接続請求というのは、どういうものが出てくるか、私は、今のところ想定できないんですけれども。この明確化を図るというのは異論はないんですけれども、本来であれば接続義務があるわけですから、こういう問題が出てくるということであれば、むしろ卸役務として民—民間の契約の中でやるというのが、将来的には考えられるのかなという。その点についてお聞きしたいと思います。

もう1点は、23ページの下線の引いている最後のところで、『相当程度低いシェア』の具体的基準については」というところで、「10%以下」というのが注のところに書いていますけれども、独禁法というのは、いわゆる産業全般に、すべての産業にかかわる一般法として考えられるんですけれども、電気通信の場合に、この「相当程度低い」というので、10%というのを、今後、ある意味で市場支配力があるというふうにして、第二種の指定設備として設定するということが適当なのかどうかという。その点

は、むしろ根岸先生にお聞きしたいところですが。

この2点について、質問させていただきます。

○山内部会長　　まず1点目は、事務局のお立場ということで、ご参考にお答えいただきたい。

○二宮料金サービス課長　　1点目のご質問でございますけれども、接続もしくは卸電気通信役務いずれかに限定をするということを将来的に考えるのかというご質問でございますけれども、まず、現状の制度をご説明させていただきたいと思っておりますけれども、現状におきましては、MVNOに対する役務提供につきましては、卸もしくは接続ということ、いずれでも認められてございまして、卸電気通信役務、接続形態、いずれもメリット、デメリットがあるというのが現状でございます。

具体的には、本報告書105ページでございますけれども、真ん中のあたりに記述がございますけれども、卸につきましては、より柔軟にネットワークの提供を受けることが可能であるというメリットがある反面で、MNO側の強い交渉力を背景に不利な料金等での契約の締結を強いられるというデメリットがある。また、原則、役務提供義務がないため、ネットワークの提供を受けにくいというデメリットもあるということでございます。他方、接続につきましては、MNOに接続応諾義務がございますので、提供を受けやすいというメリットがある一方で、接続約款で締結をするということですので、柔軟な役務提供が困難であるというデメリットがあるということでございます。

こういった現状の制度を踏まえまして、現時点の判断ということで、今回審議会でおまとめをいただいたところでございまして、この段階におきましては、限定ということではなく、いずれの形態でも可能とするということとしていただいております。

○山内部会長　　ありがとうございます。事務局の意見。この点についても、委員会で随分議論が出たところですが、井手委員のおっしゃるような形で、例えば委員会の中で、将来的に接続なのか卸なのかということを絞るというような意見は出てはいないわけですね。接続でやるというのは、ある意味では競争促進政策であるので、マーケットの状況に応じて、それがどうあるべきだということも少し変わってくるのだらうと思っています。これは、私の意見ですが、今、事務局からあったように、現時点でというようなところで取りまとめたのがこの見解であって、将来どうするかというところは、これはまた将来議論というのが我々のスタンスだと思っています。

それから、接続拒否事由については、事前規制ではあるけれども、これも我々の委員

会で、事前規制か事後規制かというところで、この問題に限らず、いろいろ議論が出たのですが、逆に、例えば拒否について行政当局といろいろ相談事をするというような手間を省くという意味でも、ある意味では事前に明確化した方がよろしいのではないかというように思っています。それが、ここの明確化という意味だったと思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

○井手委員 はい。

○山内部会長 すみません、根岸委員、ご質問出ましたが。

○根岸臨時委員 概要では23ページの本文の上の方と、注の17とありますけれども、私は公正取引委員会ではありませんので、もちろんそういう公式の見解として発言するわけではないわけですが、この「シェアが10%以下」と書いてあるのは、実は多分HHIも入っていたと思うんです。Herfindahl-Hirschman Indexにも入っていて、上にシェアと書いてあるから、シェアだけが出てきたのだと思います。そしてかつ、私の考えでは、これはまさにセーフハーバーであって、これを超えたら問題だという筋合いの基準ではないと思います。なので、ちょっと低過ぎる水準だと思います。規制する側としては、できるだけ規制の対象にしようというところがあると思いますけれども、このようなシェアで、特に垂直的企業結合で問題になった例は皆無だと思います。ですから、簡単に言えば、これ以下だったらもう絶対に大丈夫だと。ということで、これを超えたら何か問題だというような、そういう趣旨で書かれたものではないと、私は理解しております。

○井手委員 私もそういう理解で、こういった合併の審査のときに、セーフハーバーのところで、ほとんど審査しないみたいな形で定められた基準なので。それを、10%以上あったときに、第二種みたいな形にするというのが説得力あるのかというところにちょっと疑問があるというだけです。もしこれが電気通信でこうだと言われて、ほかの分野でも10%でどうのこうのという議論が出てきたときの説明というのが必要なのではないかという。私は、その点の疑問だけです。

○根岸臨時委員 私もおっしゃるとおりだと思いますけれども。

○山内部会長 事務局で、これについてのお考えはありますか。

○二宮料金サービス課長 この点につきましては、本文中に書いてございますとおり、競争法上の基準等も参考としつつ、速やかに検討を行った上、省令改正等必要な措置を

講じるということになってございまして、こういう答申（案）で、パブリックコメントを経た上でご了解いただけましたならば、私ども事務局で省令改正等の準備を進めていくこととなるわけでございますけれども、その際の考え方は、さらに本日のご議論を踏まえた上で、詳細に検討した上で、省令の諮問をまた審議会にさせていただくということだろうと思っております。

○山内部会長　ありがとうございます。私もそういう理解で、あくまでも一つの例示として提示しているだけであって、10%をもってということで、この報告が成り立っているわけではないとご理解いただければと思います。

そのほかにかがでしよう。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員　大部の報告書の作成並びにご説明、ありがとうございます。ここ数年情報通信のいろいろな会議体で検討が行われていたものがあちらこちらに出てまいりまして、ほんとに大変だったと思います。ただ、委員会に所属しなかった者として読める結論は、もろもろ継続して進めていくよと。スピード感を含め、玉虫色の報告書のようで、私が、ジャーナリストとして記事を書く場合は、書きようがないというふうに、正直なところ思っております。いわゆる霞が関文学で、「一定の課題」、「一定の整理」、「一定の期間」、「一定程度の」、「存在する何々を」ということ、「まずは〇〇をする」、「当面は」、それから「一層進める」、「一層の何とか」という、こうした表現が非常に多くて、いつ何をやるんだというのがわからないと、記者は記事が書けないわけです。注視しながら検討を進めていくということはわかるんですけども、パブコメにかけるのであれば、もう少し明確な、何が論点なのかということが、ポンチ絵なり何なりで整理されないと、これはほんとに利害関係者からしかパブリックコメントが出てこない。これでほんとうにいいのでしょうかという問題提起をさせていただきたいと思っております。

電気通信事業法における消費者保護ルールというのをわざわざ参考資料につけておられますので、一般の利用者からも声が上がってくるのが期待されている。特に光への移行に関しての理解が少ないということが、アンケート調査などの例を挙げてとられています。それを説明するとか、その人たちが積極的に移行するようになるために、何かをしなければいけないということは報告書に書かれているんですけども、ほんとにどうしたらいいのでしょうかというのが、正直なところでございます。それにつけても、概要版の6ページの頭のところで、利用者対応のところ、「各サービスの社会的役割や利用実態等を定点的に把握することを通じ、検証を行っていくことが求められる」と書い

であるので、私は、少なくともここに対してどういうふうやっていくのかということ
は明示する必要があるのではないかと考えています。

これで残念なのは、同じページに、概要版のほうで書いてあるアンケートの例として、
注の2に「NTT東西がひかり電話の利用意向を有する利用者に対して行ったアンケー
トで」云々と書いてあるんですが、これN=96なんですね。国民的課題をやるのに、
こんなに少ない母数でのアンケート調査でよいのでしょうかということと、本体のほう
ではN=297、参考資料のほうで12ページにある「OABJ-IP 電話についての意識」、
このアンケートのことなども、本体のほうの報告書の14ページに書いてあるんですけ
れども、これに基づいて定点調査をしていくということであれば、あまり有効ではない
ような気がするので、アンケートの手法をも含め、国民的関心を呼ぶような形での把握
と検証と、そして周知活動を行っていくべきではないかと感じます。

以上でございます。

○山内部会長 ありがとうございます。

ご指摘の点、国民的な意見を問うパブリックコメントであって、これ、本日は報告書
ということで、最後の答申（案）ではないので、またパブリックコメントを経た上で議
論する機会もあろうかと思うのですが、ご指摘の中で、パブリックコメントで有効な、
あるいは国民的な議論ができるような形でこれを提示するというのは、まず一つの方法
かなと考えています。先ほどお話がありましたように、何らかの論点をわかりやすくす
るとか、あるいは少し絞って解説をするとか、そういった形で問いかけて、広い意見を
聞いた上でまた議論ということかと思えます。

相田先生から何かありますか。

○相田部会長代理 なかなか明示的には書いていないかもしれませんが、結構書
いたと思っています。ただ、アクセス回線のマイグレーションについて、今回の概括的
展望で触れられていないということで、そのところを早く示してよとか、ISDNの
代替サービスはどうするのか、早く教えてよと。それがないと、それでいいとか悪いと
か、なかなか具体的に議論しにくいということで、ぜひそういうものを早く明確化する
ことが望ましいというのはかなり書いたのですが、現時点でそれが無いもので、それ以
上議論が突っ込めなかった。そういう側面がかなりあると、ご了解いただければと思
います。

○山内部会長 第I編の方は少し長い期間でやっていくことなので、これから検討する

というようなスタンスがかなり出ているのは事実だと思います。第Ⅱ編の方では少し色合いをつけて、早くやるものと検討するものというのは書いてございます。ただ、いずれにしても、先ほどご指摘のように、皆さんのご意見を掘り起こすといえますか、そういう意味でも、論点の整理をしてわかりやすく皆さんにご説明するということが、これは事務局と私で相談させていただいて、対応させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋委員　　よろしくお願ひします。

○相田部会長代理　　さらにもう少しだけ追加させていただきますと、先ほど最初に申し上げました基本的示唆ということで、これからどうマイグレーションがなされるのかということについて、今やっているサービスができる限りそのまま継続して受けられるようにと。ただ、それがいつごろ切りかわるのかという予見性、透明性というようなものをとにかく確保してほしいということで、まだあまりよくわからない中では、逆に、今後のマイグレーションに当たっては、ぜひこういうことが実現されてほしいということ、最初にどんと述べさせていただいたということです。

○山内部会長　　よろしゅうございますか。そのほか。斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員　　大変長い期間でマイグレーションしていくわけですから、この間にいろいろな技術革新も出てくるだろうと思います。競争という意味では、なるべく参入障壁を低くして、いろいろなプレーヤーが競争できるような環境をつくるのが重要だと思うのですが、拝見しておりますと、現在いるプレーヤーたちがコップの中の嵐と言っはあれなんですけれども、お互いのシェアをどうするかという戦いをしているように感じられます。これから新規に参入してきて、イノベーションを起こし、そして経済を活性化していくであろうイノベーターたちが入りづらい構図というのはあまり変わっていないような気がいたします。MNO、MVNOということで、対比で書いてはございますけれども、新しいアイデアを持って、ベンチャーのような人たちが入ってくる、そういう素地をつくっておかないと、これから15年、新しいビジネスが日本からは生まれないのではないかということをお慮いたします。

○山内部会長　　ありがとうございました。

今のご指摘のMNO、MVNOのところは、まさにそういった観点で我々も議論したつもりでございまして、おっしゃるように、既存事業者の立場と、それから新規事業者の立場、特に新しく来るところはまだ目に見えず、何も言うことができないので、そう

いう潜在的参入者のポジションというものを我々も非常に気を使っていたつもりではございますけれども、ここに限らず、おっしゃるようなことは非常に重要な点でございますので、今回のパブリックコメントあるいは最終的な答申（案）をまとめる中で、またいろいろと議論させていただこうと思います。

事務局から何かありますか。よろしゅうございますか。そのほかに何か。よろしゅうございますか。

それでは、皆さんにご議論いただきましたけれども、本報告書につきまして、特に大きな変更点についてはご指摘をいただかなかったと認識いたします。したがって、本報告書を当部会の答申（案）ということでした承したいと思っております。さらに、意見招請を行って、パブリックコメントをこれよりかけたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただくことにいたします。

なお、本件につきましては、この後、報道発表をいたします。そのほかインターネット等で掲載するなどして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うことにしたいと思います。本件に関する意見招請の期間は、11月31日の水曜日までといたします。

また、本件につきましては、電話網移行円滑化委員会及びブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において引き続き検討していただくということにしたいと思います。

以上でございます。

閉 会

○山内部会長 特にほかにご発言の要請がないようでしたら、これをもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。

次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

それでは、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。